International Standard for Intelligence and Investigations【ISII】
インテリジェンス及び調査に関する国際基準(仮称)

ドラフト第一稿における主な変更点

注意）
主な変更についての日本語での説明については、
ドラフト版をコメントする際の参考として活用ください。
WADAからドラフトとして発行されている2027ISII（英語版）
が正しいものととなりますので、英語版と合わせてご確認ください。

また、今回提示する内容については、アスリートに関わる主要ポイントに限定していますが、
他にも変更点が多数ありますのでWADAからドラフトとして発行されている
2027ISII（英語版）をご確認ください。

ISII主なポイント

NEW ！

- 検査及びドーピング調査に関する国際基準から**独立**
- 世界規程、検査及び調査に関する国際基準等に既に明記されていたものを集約・明確化したもの
- ドーピング関連情報の収集、受領、保管、評価及び関連調査に関するアンチ・ドーピング機関の中核的責任を定めたもの

2027年版ISIIドラフトへのコメントの視点

主に以下の点について、競技者及び関係者の視点でご確認ください

- アスリートの権利が保護されているか
  - 情報提供するアスリート/関係者(人的情報源)の保護
  - 疑われているアスリートの保護
- アンチ・ドーピング機関が行うべきことが明確か

アンチ・ドーピング機関が実施しなければならないこと

【仮訳】

- 第4条の目的は、アンチ・ドーピング機関が本条に定める最低基準を満たすために何を行わなければならないかを定めること
- 4.2.1 アンチ・ドーピング機関は、利用可能なあらゆる情報源から生情報及び/又はアンチ・ドーピング情報の収集、受領及び保存が可能であることを確保しなければならない

【2027年版ISIIドラフト】

- Article 4 is to establish what an Anti-Doping Organization(ADO) must do to fulfil the minimum standards set out in this Article.
- 4.2.1 ADOs shall ensure that they are able to collect, receive, and store Raw Information and/or Anti-Doping Intelligence from all available sources.

アンチ・ドーピング機関が実施しなければならないこと

【仮訳】

- 4.2.4 アンチ・ドーピング機関は、その保有する生情報及び/又はインテリジェンスが安全かつ機密に取り扱われ、適切な場合には、データ保護に関する国際基準(仮称)に従い、他のアンチ・ドーピング機関又は関連する第三者(法執行機関等)と共有されることを確保するための方針及び手順を定めるものとする。

【2027年版ISIIドラフト】

- 4.2.4 ADOs shall have policies and procedures in place to ensure that the Raw Information and/or Anti-Doping Intelligence in its possession is handled securely, confidentially and shared with other ADOs or any relevant third party (e.g., law enforcement) where appropriate and in accordance with the International Standard for Data Protection.

アンチ・ドーピング機関が実施しなければならないこと

【仮訳】

- 4.2.5 アンチ・ドーピング機関が人的情報源を使用する場合、アンチ・ドーピング機関は、人的情報源の取扱い、管理及び使用に関する方針及び手順を定めなければならない
- 5.3.6 証拠及び関連する生情報並びに/又はインテリジェンスを確実に保全するため、アンチ・ドーピング機関は、適時にかつ不当に遅延することなく調査を実施すること

【2027年版ISIIドラフト】

- 4.2.5 If an Anti-Doping Organization uses a Human Source, the Anti-Doping Organization shall have a policy and procedure in place for the handling, management, and use of Human Sources.
- 5.3.6 To ensure the preservation of evidence and any relevant Raw Information and/or Anti-Doping Intelligence in relation to a potential breach of the *Code* or *International Standards, Anti-Doping Organizations* should conduct investigations in a timely manner and without undue delay.

アスリートの権利・義務等に関すること

【仮訳】

- 5.4.2 競技者及び競技者支援要員は、世界規程第21項に基づき、アンチ・ドーピング機関が実施する調査に協力することが求められる

- 5.4.2 調査への協力を怠り、それが調査手続きを損なう行為(虚偽、証拠破棄、調査妨害等)に関与している場合、アンチ・ドーピング機関は、競技者又は競技者支援要員に対し、世界規程第2.5項(不正干渉又は不正干渉の企て)の手続きを取るべきである

【2027年版ISIIドラフト】

- 5.4.2 Athletes and Athlete Support Personnel are required under Code Article 21 to cooperate with investigations conducted by Anti-Doping Organizations.

- 5.4.2 Where the failure to cooperate involved conduct which undermines the investigation process (e.g., by providing false or misleading information, the destruction of potential evidence, or discouraging another person from providing information) the ADO should bring proceeding against the applicable anti-doping rule violation (e.g., Code Article 2.5 Tampering or Attempted Tampering).

アスリートの権利・義務等に関すること

【仮訳】

- 4.2.3 アンチ・ドーピング機関は、法令により開示が要求される場合又は秘密情報源の書面による同意がある場合を除き、秘密情報源の身元を開示又は確認してはならない。

【2027年版ISIIドラフト】

- 4.2.3 ADOs shall not disclose or confirm the identity of a Confidential Source except where such disclosure is required by law or with the informed written consent of the Confidential Source.

FAIR PRIDE

勝利を超える価値がある

私たちは信じる。
正々堂々と競いあう潔さを。
相手をリスペクトすることで生まれる友情や感動を。
まっすぐ挑戦しつづける、そこに、
自分や、仲間や、社会さえ変える力があることを。
さあ、すべては、私たちの中にある
フェアネスの心からはじまる。

スポーツのフェアネスが、社会のフェアネスを支えるために。

JADA Japan Anti-Doping Agency 公益財団法人 日本アンチ・ドーピング機構